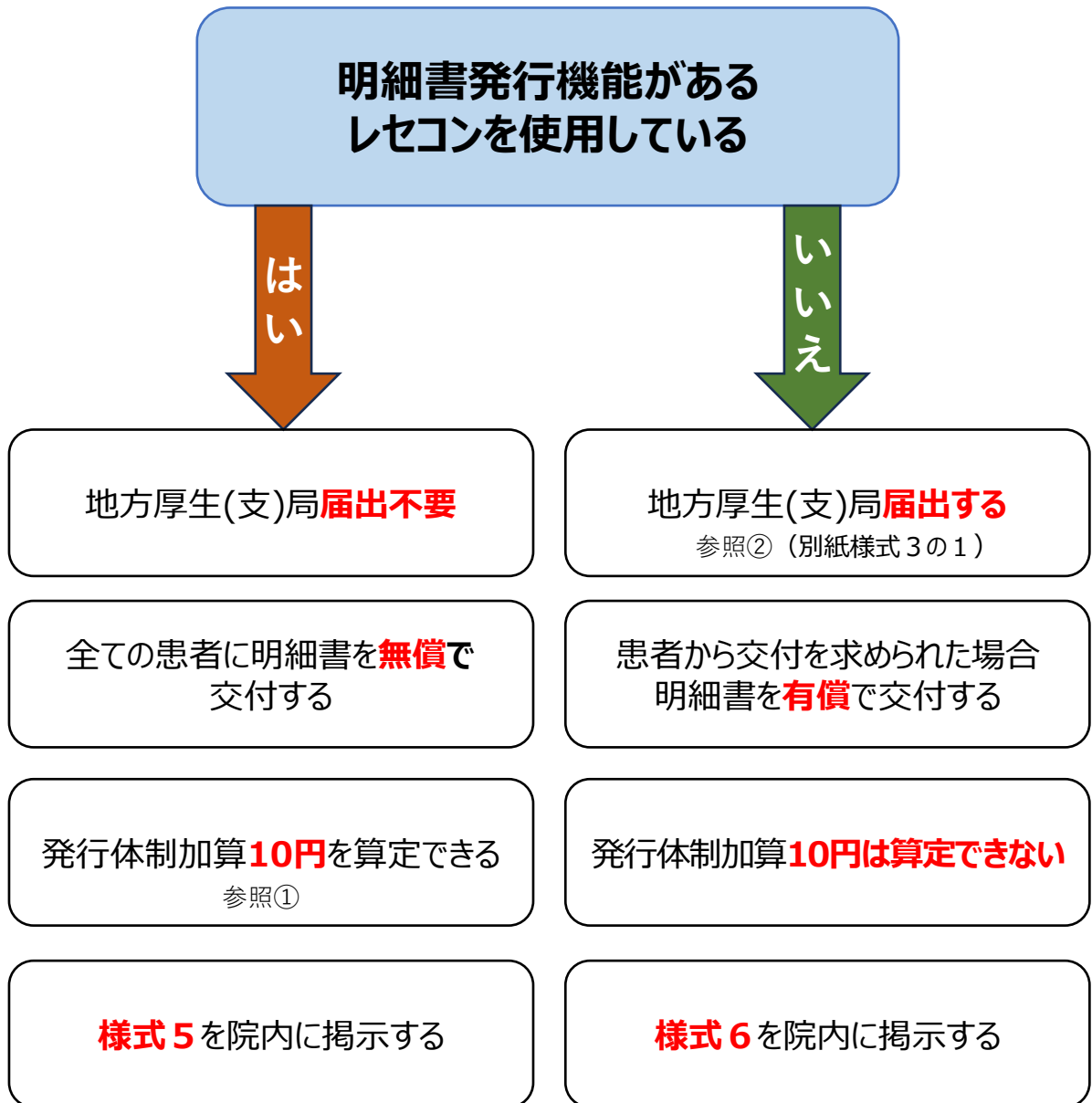


令和6年10月1日より施行される「明細書発行体制加算」について



参照①

※ 無償交付した全ての患者に対して発行体制加算を算定する必要があり、一部の患者に限り算定しないということは出来ない

参照②

（別紙様式3の1）について
Ⅰ.明細書交付義務化対象外施術所に関する届出書
Ⅱ.明細書有償交付の実施に関する届出
厚生労働省ホームページに有償交付する施術所として掲載

まとめ

- ・明細書を無償交付する施術所は地方厚生(支)局への届出は不要
- ・明細書を無償交付する場合のみ発行体制加算（10円）を加算できる